**大阪府情報公開審査会答申（大公審答申第３０８号）**

**〔　一般財団法人に関する行政文書公開請求拒否決定審査請求事案　〕**

**（答申日：令和元年５月３１日）**

**第一　審査会の結論**

　　　実施機関（大阪府知事）の判断は妥当である。

**第二　審査請求に至る経過**

１　平成３０年５月２１日、審査請求人は、大阪府知事（以下「実施機関」という。）に対し、大阪府情報公開条例（平成１１年大阪府条例第３９号。以下「条例」という。）第６条の規定により、以下の内容で行政文書公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

（行政文書公開請求の内容）

一般財団法人Ａ（以下「当該法人」という。）に関係する書類全て

２　同年６月４日、実施機関（担当課：府民文化部府政情報室情報公開課（以下「情報公開課」という。））は、審査請求人に対して、条例第１４条第２項の規定により「対象行政文書の特定に当たり、所属が多数にわたり、その内容を確認し、公開決定等の判断を行うことに日数を要するため。」という理由を付して、延長後の期限を同年６月１９日とする決定期間延長通知を送付した。

　３　同年６月１２日、実施機関（担当課：財務部税務局税政課（以下「税政課」という。））は、本件請求のうち、税務局、各府税事務所及び大阪自動車税事務所所管の文書である、申告内容、課税の有無、税務調査の記録、納付状況等の税務情報を含む行政文書につき、条例第１３条第２項の規定により公開請求拒否決定（以下「本件決定」という。）を行い、次のとおり行政文書の存否を明らかにしない理由を付して、審査請求人に通知した。

（行政文書の存否を明らかにしない理由）

　　公開請求のあった法人に関係する書類について、行政文書（税務情報）が存在しているか否かを答えるだけで、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるため。（条例第８条第１項第１号）

４　同年６月２２日付け、審査請求人は、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）第２条の規定により、実施機関に対して、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

**第三　審査請求の趣旨**

　　　本件決定は、条例にもとづき公開すべき文書を公開していないので、拒否決定の取消しを求める。

**第四　審査請求人の主張要旨**

　　 審査請求人の主張は、概ね次のとおりである。

　１　審査請求書における主張

（１）本件請求は当該法人に関係する書類全ての開示を求めたもので関連文書は多岐にわたる文書である。審査請求人が求めた書類全てが「条例第８条第１項第１号」に該当する書類とは言えない筈である。

　　 付け加えると、実施機関は「公開請求拒否決定」を通知するにあたり、審査請求人に対して公開請求書の補正や文書特定などの作業を一切していない。

（２）さらに、「条例第８条」は「行政文書を公開しないことができる。（しなければならないとは規定していない）」としているだけで、関連する書類全てを不開示にするとは拡大解釈しすぎである。

２　反論書による主張

（１）実施機関の弁明書は何のエビデンスの添付も無い資料であり、圧倒的な情報収集能力のある官僚が自らの隠ぺい性を正当化しようとしているだけである。

（２）以下の通り実施機関の弁明（後記第五 ２　弁明の理由（３））について矛盾点を述べる。

　　ア　実施機関は後記第五 ２（３）ア並びにイ（ア）において、文書特定に関して情報公開課が適切に対応していると主張するが、抽象的な主張であり適切であったかどうかは情報公開課が決めるものでは無い。結果的に文書を公開する原課が適切に文書を公開できた時、初めて適切に対応したと主張すべきである。

　　　　今回のケースをあてはめれば、審査請求済みの部分公開決定（資料１）（添付省略）にかかわり、平成○年○月○日付○第○号で取消通知（資料２）（添付省略）を発するような結果を招く様では適切に対応しているとは言えない。

　　　　以上の資料を確認すれば、審査請求人の意見が正当である。

　　イ　実施機関は後記第五 ２（３）イ（イ）において、「公開請求拒否決定」の正当性を説示する。しかしながら、本件で開示請求されている当該法人については一般財団法人であり、大阪府として公共性等を認めたうえで後援や公共施設の貸し出しをしているわけであるから、一般民間企業と同列に扱うのは不適切である。（資料３）（添付省略）

（３）以上のように、実施機関がどのような理由をつけるにせよ本件情報公開に後ろ向きで、情報の公開をしたく無い姿勢があからさまに現れているとしか言いようが有りません。公文書の管理が強く求められているにもかかわらず、実施機関の体質を改められない限り、昨今の公文書管理の不手際等の社会問題をひきおこすようなことになってしまいます。どうか、審査庁におかれましても、世情を考え、情報公開制度の根幹を揺るがす処分庁の行為を阻止するような裁決をお願いいたします。

　（添付資料）

　　　　資料１　平成○年○月○日付け審査請求人が提起した○宛の審査請求の「審査請求書」（添付省略）

　　　　資料２　○が発出した平成○年○月○日付け○第○号「取消通知書」（添付省略）

　　　　資料３－１　当該法人が主催した○年開催の講演会のチラシ（添付省略）

　　　資料３－２　当該法人が主催した○年開催の講演会のチラシ（添付省略）

**第五　実施機関の主張要旨**

　　 実施機関の主張は、概ね次のとおりである。

１　弁明の趣旨

　　本件審査請求を棄却する旨の裁決を求める。

２　弁明の理由

（１）本件請求について

　　　本件請求の対象となる行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、当該法人に関係する書類全てである。

（２）対象行政文書の特定について

　　　本件決定を行うに当たり、本件請求書の「行政文書の名称等公開請求に係る行政文書を特定するに足りる事項」の欄には、当該法人に関係する書類全てと記載されており、情報公開課が請求者にその趣旨を確認したところ、例えば「後援名義」や「施設の使用許可」など、法人と大阪府との関わりを全て知りたい、４から５年間分は知りたい、どのような文書が対象になるかは自分でもわからない、とのことであった。

　　　このため、情報公開課では、審査請求人から聴取した上記内容を踏まえ、実施機関である各部局に対して、本件行政文書の特定に当たっては、平成２５年度以降の文書を対象に、後援名義や施設利用に係る文書等を例示しながら、これらに限らず当該団体に関係する文書については全てを対象として特定するよう伝達したところ、税政課及び府民文化部都市魅力創造局国際課（以下「国際課」という。）が本件決定及び部分公開決定を行ったものである。

（３）審査請求人の主張について

　　ア　審査請求人は、第四 １（１）のとおり、「付け加えると、実施機関は『公開請求拒否決定』を通知するにあたり、審査請求人に対して公開請求書の補正や文書特定などの作業を一切していない。」と主張するが、情報公開課は、審査請求人の求める文書が速やかに公開決定されるよう、審査請求人に対して請求の趣旨を確認した上で、各部局に伝えるなど、適切に対応しており事実と異なる。

　　イ　本件決定の妥当性について

　　（ア）審査請求人は、「条例第８条は『行政文書を公開しないことができる。（しなければならないとは規定していない。）』としているだけで関連する書類全てを不開示にするとは拡大解釈しすぎである。」と主張する。

　　　　　アのとおり、本件請求に対する決定に当たっては、情報公開課が各部局に請求趣旨を伝えたうえ、各々の所管課が決定を行ったものである。

　　　　　また、本件決定は、あくまでも税政課が税務局、各府税事務所及び大阪自動車税事務所所管の文書である税務情報を含む文書について行ったものである。実施機関内で本件請求の対象となる文書を保有していた国際課は別途部分公開決定を行っていることから、審査請求人の主張は失当である。

　　（イ）税政課が行った公開請求拒否決定の妥当性について

　　　　　本件決定は、税政課が税務局、各府税事務所及び大阪自動車税事務所所管の文書についての決定を行ったものである。税政課は、本件請求の趣旨から、対象となる行政文書には、申告内容、課税の有無、税務調査の記録、納付状況等の税務情報を含む文書が含まれると判断し、本件決定を行った。

　　　　　条例では、当該公開請求に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、公開しないことができる情報又は公開してはならない情報を公開することとなるときは、実施機関は、当該行政文書の存否を明らかにしないで、当該公開請求を拒否することができる（条例第１２条）。

　　　　　税務情報には、税務調査の記録など、その存否を明らかにするだけで、条例第８条第１項第１号の当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものがある。

　　　　　そのため税政課では、本件公開請求に限らず、それら税務情報を含む文書が公開請求の対象となった場合には、当該文書の存否にかかわらず、存否の応答を拒否しているところである。

　　　　　本件請求においても、税務情報を含む文書が対象であると解されるため、条例第１２条により、条例第８条第１項第１号に該当するものとして、その存否を明らかにしないで、公開請求を拒否するべきであると判断し、本件決定を行ったものである。よって、本件決定は妥当である。

**第六　審査会の判断理由**

　１　条例の基本的な考え方について

行政文書公開についての条例の基本的な理念は、その前文及び第１条にあるように、府民の行政文書の公開を求める権利を明らかにすることにより「知る権利」を保障し、そのことによって府民の府政参加を推進するとともに府政の公正な運営を確保し、府民の生活の保護及び利便の増進を図るとともに、個人の尊厳を確保し、もって府民の府政への信頼を深め、府民福祉の増進に寄与しようとするものである。

このように「知る権利」を保障するという理念の下にあっても、一方では公開することにより、個人や法人等の正当な権利・利益を害したり、府民全体の福祉の増進を目的とする行政の公正かつ適切な執行を妨げ、府民全体の利益を著しく害することのないよう配慮する必要がある。

このため、条例においては、府の保有する情報は公開を原則としつつ、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項の規定を設けたものであり、実施機関は、請求された情報が条例第２条第１項に規定する行政文書に記録されている場合には、条例第８条及び第９条に定める適用除外事項に該当する場合を除いて、その情報が記録された行政文書を公開しなければならない。

２　本件行政文書の特定に係る手続について

審査請求人は、第四 １（１）及び２（２）アのとおり、実施機関は開示請求拒否決定を通知するにあたり、審査請求人に対して公開請求書の補正や文書特定などの作業を一切していないと本件請求に対する文書特定に係る手続が適正になされていない旨主張する。

当審査会が実施機関（担当課：情報公開課）に趣旨確認の有無やその方法等について確認したところ、情報公開課は次のとおり説明した。

情報公開課は、本件請求を受け付けた平成３０年５月２１日に審査請求人に架電して、第五 ２（２）のとおり、本件行政文書を探索するにあたり、具体的に調べたいことは何かと審査請求人に尋ねたところ、審査請求人は「後援名義」や「施設の使用許可」など、法人と大阪府との関わりを全て知りたい、４から５年間分は知りたい、審査請求人自身もどのような書類があるか分からない旨述べた。同月２５日、情報公開課は審査請求人に趣旨確認した内容を踏まえ、実施機関内の各部局に対して、考えられる行政文書として後援名義の使用承認関係、施設の使用許可関係、行政処分関係及び補助金・契約関係の四類型を例示したうえで、これら以外も含め当該法人に関する行政文書を探索するよう電子メールにより伝達した。なお、本件請求に対しては、税政課のほか、国際課においても同課所管の文書について部分公開決定を行っている。

これらの事実から、情報公開課は、審査請求人に対して文書特定に当たり必要な情報を得るための趣旨確認を適切に行い、実施機関内の各部局に対して、審査請求人に確認した文書特定に必要な情報を伝え、その結果として本件行政文書の特定が行われており、情報公開課が行った手続が適正であることは明白であるといえ、審査請求人の実施機関は公開請求書の補正や文書特定などの作業を一切していないという主張は失当である。

３　本件決定に係る具体的な判断及びその理由について

本件決定について、実施機関（担当課：税政課）は、本件行政文書が存在するか否かを答えるだけで、当該法人の税務情報が存在するか否かが明らかとなり、条例第８条第１項第１号に該当する情報を公開することとなるため、条例第１２条の規定に基づき、存否を明らかにしないで本件請求を拒否したことは正当であると主張しているので、当審査会において検討したところ、次のとおりである。

（１）条例第８条第１項第１号について

事業者の適正な活動は、社会の維持存続と発展のために尊重、保護されなければならないという見地から、社会通念に照らし、競争上の地位を害すると認められる情報その他事業者の正当な利益を害すると認められる情報は、営業の自由の保障、公正な競争秩序の維持等のため公開しないことができる。

同号は、

ア　法人（国、地方公共団体、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する情報の公開に関する法律（平成１３年法律第１４０号）第２条第１項に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、地方独立行政法人、地方住宅供給公社、土地開発公社及び地方道路公社その他の公共団体（以下「国等」という。）を除く。）、その他の団体（以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、

イ　公にすることにより、当該法人等又は当該個人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められるもの（人の生命、身体若しくは健康に対し危害を及ぼすおそれのある事業活動又は人の生活若しくは財産に対し重大な影響を及ぼす違法な若しくは著しく不当な事業活動に関する情報（以下「例外公開情報」という。）を除く。）

に該当する情報については、公開しないことができる旨定めている。本号の「競争上の地位」を害すると認められるものとは、生産技術上又は営業上のノウハウや取引上、金融上、経営上の秘密等公開されることにより、公正な競争原理を侵害すると認められるものをいい、「その他正当な利益」を害すると認められるものとは、事業者に対する名誉侵害、社会的評価の低下となる情報及び公開により団体の自治に対する不当な干渉となる情報等必ずしも競争の概念でとらえられないものをいうものである。

（２）条例第１２条について

本条は、公開請求に係る行政文書の存否を明らかにするだけで条例第８条及び条例第９条に規定する適用除外事項によって保護される利益が害されることとなる場合には、例外的に公開請求に係る行政文書の存否自体を明らかにしないで公開請求を拒否することができる旨を定めたものである。

（３）本件請求に係る行政文書の存否を答えることにより明らかとなる情報と条例第８条第１項第１号該当性について

　　　実施機関（担当課：税政課）の説明によると、税政課は税務局、各府税事務所及び大阪自動車税事務所所管の文書のうち、当該法人に係る行政文書を探索したが、本件決定にあたっては当該法人に係る行政文書全てを存否応答拒否としたわけではなく、公開できる範囲以外の税務情報に係る行政文書について行ったとのことである。

　　　　本件決定にいう税務情報とは、当該法人に関する税の申告内容、課税の有無、税務調査の記録、納付状況等に関する情報である。このような法人の税務情報は、（１）アの要件に該当することは明らかであり、これらの情報は法人の事業活動の秘匿すべき情報であって、公になることで公開されていない法人の経営状況が明らかになるなど、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められることから、（１）イの要件にも該当する。さらには、本件請求に対し、税務情報に該当する行政文書が存在するとして公開あるいは非公開の決定を行う、または、存在しないとして不存在による非公開の決定を行うだけで、当該法人の税の申告内容、課税の有無、税務調査の記録、納付状況等の税務情報といった法人の事業活動の秘匿すべき情報を公開することになると認めることができる。

　　　　なお、審査請求人は、当該法人が一般財団法人であり、大阪府として公共性等を認めたうえで後援や公共施設の貸し出しをしているのであるから、一般民間企業と同列に扱うのは不適切であると主張する。しかしながら、一般財団法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成１８年法律第４８号）に基づき登記により設立される法人であって、同法に従った運営が義務づけられる点においては会社法上の会社と異なるが、実施できる事業に制限はなく、公益目的事業の認定を受けない限り事業について課税される立場にあり、また、行政庁から一般的な監督を受けたり、公益事業の遂行の義務を負担したりするものではない点において、会社と異なるものではない。したがって、一般財団法人であることを根拠に、法人情報を含む行政文書の公開について特別の扱いを正当化することはできない。

　　　　以上のことから、当該法人の税務情報に係る行政文書が存在しているか否かを答えるだけで、条例第８条第１項第１号に該当する情報を公開することとなると認められることから、実施機関が条例第１２条の規定により、当該法人の税務情報に係る行政文書の存否を明らかにすることなく本件請求を拒否した本件決定は妥当である。

４　審査請求人のその他の主張について

審査請求人は、反論書に当該法人が作成した○年の講演会のチラシを添付して本件決定の不当性を主張する。

そこで、改めて当審査会が実施機関に対し、施設の使用許可に関する文書の存在について確認したところ、当該法人に関する文書は過去５年間の実施機関の保有する文書には存在しなかった。このことからすると、本件決定が不当であるとはいえない。

５　結論

以上のとおりであるから、「第一　審査会の結論」のとおり答申するものである。

６　付言

本件決定は、３（３）のとおり、税務局、各府税事務所及び大阪自動車税事務所所管の文書のうち、当該法人に係る行政文書全てを存否応答拒否としたわけではなく、公開できる範囲以外の税務情報に係る行政文書について行ったとのことである。しかし、本件決定では、どのような税務情報が存否応答拒否となるか不明確であり、税務情報が全て存否応答拒否と捉えられる可能性があることから、存否応答拒否となる情報を税の申告、課税の有無、税務調査の記録、納付状況など、法人の競争上の地位その他正当な利益を害さない範囲で具体的に記載すべきである。また、本件決定が税務局、各府税事務所及び大阪自動車税事務所所管の税務情報のみにかかる決定であることが分かりにくいことから、請求者が理解できるよう決定通知書にその旨を明記すべきである。

（主に調査審議を行った委員の氏名）

　　　高橋明男、丸山敦裕、磯辺康子、中井洋恵